

【 会 議 録 】(概 要)

日時:平成21年3月5日(木) 18:00~21:00

会議名	越谷市自治基本条例審議会 第2部会 第16回会議	場所	越谷市役所 第二庁舎5階 会議室
件名 議題	協議事項 (1)素案の解説(案)について		
資料等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無		
出席者	出席委員 小河原部会長、高橋副部会長、有元委員、伊東委員、宇佐美委員、大熊委員、加藤委員、帆苅委員、佐々木委員(9名) 欠席委員 なし 事務局 田中企画課副主幹、斉藤同主事(2名) 支援者:特定非営利活動法人越谷NPOセンター(1名) 傍聴者 なし		
内 容	別紙 主な意見等 の通り		
<ul style="list-style-type: none"> ・前回までの部会会議での協議内容を反映した資料をもとに、「市議会」「議員」「市長」「市職員」「推進会議」について再度協議し、条文の解説部分の文言の最終確認を行った。 ・第2部会の協議結果として、【資料】のとおり運営・調整委員会会議に提案することとした。 <p>合意・決定事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第13条第1項の条文案を、「議会は、市民の意見を代弁する合議制の機関であり、公益の実現のために、行政運営に関する監視および評価の充実を図ります。」に変更する。 ・第13条の「背景・経過」の2行目「特に自主立法(議員立法)の機能がこれからの…」を、「特に議員立法がこれからの…」に変更する。 ・第14条の条文の表現は、原案のままとする。 ・第15条の条文の表現は、原案のままとする。 ・第15条の「背景・経過」部分は、「市長のリーダーシップを論じる意見、多選禁止などの意見もありましたが、条例では、市長としての基本姿勢を明らかにしました。市長は、この条例を遵守し、市民の意思を尊重して市政運営が行われることを明記することになりました。」に変更する。 ・第16条の条文の表現は、原案のままとする。 ・第16条の「背景・経過」は、「市職員の教育については、市長の責務と規定している自治体もありますが、法律で市長の責務が規定されているため、この条例では、第15条のとおり理念のみを明記する形になっています。」とする。 ・第28条第2項について、「推進会議は、市長の諮問に応じ、この条例の推進・検証および啓発・普及に関し必要な事項について調査および審議します。」とする。 ・第29条の見出しを「条例の見直し」に変更する。 ・第29条の解説の2行目「2年を超えない期間に意見具申を行います。」を「適切な時期に市長に意見具申を行います。」に変更する。 			

主な意見等

(第13条について)

- ・第1項から第4項まで、語尾が全て「努めます」という表現なので、バランスを考えて、第1項の表現を変えたい。
- ・公益の実現という表現は必要なので、語順を入れ替え、語尾を「...監視および評価の充実を図ります。」としてはどうか。
- ・背景・経過の「自主立法」の文言は、「自治立法」と混同する懸念がある。
- ・議員が条例案を作って提案することもできるので、これは議会の大事な機能である。

(第14条について)

- ・素案説明会の意見で、「議員は、市民の代表...」の市民は、市民の定義と合わない、とするものがあったが、市民の定義どおりであっても、議員は広い意味で市民の代表と言える。必要なら、解説で説明してはどうか。
- ・住民でない市民を排除した市政は考えられない。
- ・税金を払っていない、住んでいない人を同じに扱うのかという意見も一方ではあるだろう。
- ・行政サービスを受ける場合には住民かどうかを分けなければいけないこともあるだろうが、この条では、議員についての内容なので、そこまで厳密に分けなくても良い。
- ・第2項について、「審議」に努めるという表現はこれで良いか。
- ・解説にもあるとおり、議員同士で今以上に十分な審議を期待するということが込められている。
- ・議会の中の民主主義が大切。少数意見も尊重されることも大事だ。

(第15条について)

- ・第3項の「執行機関」の言葉はわかりにくいだろうか。
- ・「執行機関」について、第3条で用語の定義をすれば良いのではないか。
- ・「行政」とは「行政機関」のことだと一般的には思ってしまうが、そうではなく、「作用」や「機能」の意味である。
- ・解説について、前回の部会では、最初の案「(総合調整役)」を取ることとしたが、総合調整役は統括責任者の大切な役割だと思うので、再検討したい。
- ・解説の「統括責任者として」は「総合調整役の統括責任者として」に変更する。
- ・「背景・経過」について、これまでの訂正に加えて、少し文章をすっきりさせたいので、表現を整理する。

(第16条について)

- ・「市民の目線」は漠然とした表現ではないか。
- ・今風の表現で、意味もわかりやすいと思う。そのままでもいいと思う。
- ・背景・経過について、3行目「理念だけ」を「理念のみ」に変更するなど、一部を修正する。

(第28条について)

- ・推進会議の役割を条例の改正にという、市政策会議からの意見について検討が必要。
- ・第1項にある「自治の推進」のままでは、範囲が広すぎて、既存の審議会などと重複する部分もあるという意見だろう。
- ・推進会議の役割が「条例の改正」のみでは範囲が狭すぎないか。
- ・この条例の最高規範性と、推進会議の役割についてはどう考えれば良いか。
- ・他の既存条例との整合性を進めながら、不足していると思われることに関して新たな条例の検討を考えるなど、を推進させるのが推進会議の機能ではないか。
- ・説明会での市民からの意見では、どうやってこの条例の実効性を確保していくのかというものが多かった。
- ・この条例の成功は推進会議の、いわば「見守り」にかかっていると思う。推進会議の役割が本条例の改

正に関してのみというのは反対だ。

- ・推進・啓発が必要という意見も多く寄せられていたし、チェック機能も必要だろう。
- ・目的として、推進・検証などを入れてはどうか。
- ・推進会議の構成等については、本市の場合、附属機関の場合は条例で定める必要がある。
- ・今回の審議会メンバーが、なぜ学識経験者と公募市民だけなのかという意見もあった。推進会議を立ち上げる際には、組織・団体の代表の参画も必要ではないか。

(第29条について)

- ・見直しの年限を入れる例と入れない例があるが、入れないほうが良い。年限の判断は推進会議がすれば良い。
- ・見直しについては、第28条第3項に担保されていて改正も含まれる。
- ・どのように市民の意見を集めるか、委員の構成などぐらいは条文に入れてはどうか。
- ・「理由」とあった部分は削除し、「市民の意見を束ね」を「市民の意見を反映し」に変更、解説文に挿入して反映させることにしてはどうか。

(前文について)

- ・自治力の向上について、前文だけでは法的拘束力がないので、条文に入れてはどうか。今後の運営・調整委員会で検討する。

(第10条について)

- ・市民の負担について示さなくて良いのか。まちづくりに関して市民の権利だけでなく、相応の負担もあるだろう。

(第4章～第5章全般について)

- ・市民と議会について、「この条例を遵守する」という言葉は必要ないのかという意見があったが、確かに第15条第2項に市長にのみ書かれている。
- ・市長は選ばれた責任において、遵守する必要がある。

(第20条について)

- ・「横断的な調整」の意味がわかりにくい。
- ・縦割り行政ではなくて、という意味だが、解説にも入れてほしい。

(第22条について)

- ・第22条を第5章に移してはどうかという意見について、第2部会でもその意見で良い。

(全体的に)

- ・第6条で、「市政の運営に努めます」を「まちづくりに取り組みます」とする政策会議の修正案は良い。
- ・第9条で、「文化」に加えて「芸術」も明記したい。
- ・第10条について、子どもは当然市民に含まれるのであるから、あえて書く必要がないという意見がある。
- ・自治力は、小さい時から触れ、経験していく中で培われるのでは。
- ・子どもにはその年齢に応じた要求があり、発言もし、行動していく必要がある。
- ・子どもの特性を理解し、発達段階の子どもを市としてどう扱うかが大切だ。
- ・「行政」を「市長等」に変えることにより、各箇所に影響が出るのではないか。
- ・第2部会では「市長等」の表現はわかりにくいという意見から素案どおりで良い。